

死体遺棄罪の終了時期

—松本実務研究会研究報告(2)*—

丸橋昌太郎

1 事実の概要

平成21年5月、長野県X市内のアパートの一室において、和室天袋内から、嬰兒もしくは胎児と思われる、ほぼ液状化した死体がバスタオル、新聞紙にくるまれた状態で段ボール箱内に入っているのが発見された。

被疑者Xは、平成13年ころ、自室において一人で出産した事実を認めた。ただし、捜査を尽くしても、死産であったか、生産であったかは特定できなかった。

なお、Xは、平成21年2月に引っ越しをしており、その際に、死体を入れていた段ボール箱を交換し、その上にビニール袋を被せた上で、それを手で持って新居に移動した。

2 問題の所在

死体遺棄罪は、死体に対する一般的な宗教感情を害する行為を内容とする公益犯罪である（大判大正4年6月2日刑録21輯887頁、大審昭和8年7月8日刑録12巻1195頁）。

死体遺棄罪にいう死体は、判例によれば、埋葬を要する程度に人の形態を備えていれば、普通の死体と同様に尊敬すべきことには変わらないため、4か月の嬰兒の死胎も含まれるとされる（大判昭和6年11月13日大審院刑事判

* 松本の法曹実務について、信州大学と地域の法曹実務家が定期的に開いている研究会である（今回より刑事という限定をはずした。）。本稿では、その研究会の内容の一部を報告する。なお、研究会の性質上、判例を中心に整理し、学説への言及は必要最小限度にとどめる。また文責は、すべて信州大学経済学部・丸橋昌太郎にある。

例集10巻597頁。なお、死体の一部でもよい。大判大正14年10月16日大審院刑事判例集4巻613頁。)。もっとも、死体遺棄罪の公訴時効は3年であるため、本件は、少なくとも平成18年5月以降に遺棄行為が存在しなければ、公訴を提起することができない。そこで、どの行為を遺棄行為と捉えるか、またその遺棄行為の終了時点はどの時点に求めるべきかが問題となる。

3 遺棄行為

遺棄行為は、作為による形態と、不作為による形態がある。

作為による遺棄は、「死体を他に移して之を遺棄する」こととされ、場所的移動が必要とされる（大判大正6年11月24日刑録23輯1302頁）。本件事案では、出産時においては場所的移動を伴っていないため、平成21年2月の引っ越しを捉えて、遺棄行為を評価できるかどうかの問題となる。

この点について、秋田地裁平成5年1月27日公刊物未登載（研修541号参照）は、自宅で出産して死亡させた嬰兒の死体を自室に隠匿した後に、当死体とともに転居したという事案について、「一度遺棄行為がなされれば、習俗上の埋葬がなされるまで、死者を冒瀆し、社会的宗教感情を害するという違法な状態が継続するわけであり、たとえ死体の場所的移転があったとしても、その行為によって生じた死体の状況と従前の遺棄行為によって生じた状況との間に特段の変化がないときは、前の遺棄行為によって生じた状態が継続しているにすぎないものであって、新たな法益侵害があったものと評価しえず、本件の場所的移転行為は、遺棄行為に当たるものではない。新たな遺棄行為と認めるには、従前の遺棄によって生じた違法状態と対比して、さらに死者を冒瀆し社会的宗教感情を害する状態が新たに作り出されることが必要と解される」と判示している。

秋田地裁の趣旨に照らせば、本件事案が、さらに死者を冒瀆し社会的宗教感情を害する状態が新たに作り出されたとは言い難く、仮に、そのような状態が作り出されたとしても極めて軽微なものにとどまると言わざるをえないであろう。

これに対して、不作為による遺棄は、「葬祭を為すべき責務を有する者が葬祭の意思なくして死体を放置しその場所より離去する」こととされ、埋蔵義務がある場合に限られる（前出大正6年11月24日判決）。ここにいう埋葬義務がある者とは、「法令又は慣習」により、死体を葬祭、監護するべき者とされる（大判大正13年3月14日刑集3巻4号285頁）。埋葬義務を認めたものとして、祖母を殺害した孫（仙台高判昭和27年4月26日判例特報22号124頁）、愛人が殺害した妻子の夫（東京高判昭和40年7月19日高刑集18巻5号506頁）、未熟児を引取り死亡させた祈禱師（福岡高判宮崎支部平成14年12月19日判例タイムズ1185号338頁）がある。また本件のような死産した母親については、前出大正6年11月24日判決では、「母は慣習上その死児の葬祭を為すべき責務を有することは明白」であるとしている。

これらの判例に照らすと、本件被疑者は埋葬義務者であり、不作為による死体遺棄罪が成立することは明らかである。ただ、公訴時効との関係で考えると、本件不作為による遺棄行為が平成18年5月より以前に終了していれば、公訴を提起することができない。そこで、この不作為による遺棄行為がいつ終了したのが問題となる。

4 死体遺棄行為の終了時点

一般に犯罪の終了時期は、即成犯・状態犯・継続犯という分類で判断されている。とりわけ継続犯と状態犯の区別は、学説上も鋭い対立がある。ただ、本件は、死体遺棄罪という犯罪類型の一般的性質というよりは、不作為行為の終了時期に着目して考えるべき事案であるように思われる。たとえば、一般的に状態犯とされる傷害罪も、殴り続けている間は犯罪が継続しているように、犯罪類型の性質が状態犯であるかどうかに関わらず、当該行為と法益侵害が継続し続けている限り、犯罪は終了しないからである。継続犯と状態犯の区別は、これを犯罪類型のレベルで一般的に論じようとするものである。

そこで、本件遺棄行為の終了時点を構成要件該当性の観点から検討すると、まず死体遺棄罪の保護法益は、前述の通り、死体に対する一般的な宗教感情

であることから、埋葬をしない状態が継続する限り、その法益侵害は継続しているというべきであろう。

また、一般に不真正不作為犯は、結果回避可能性があることを前提に、狭義の作為義務があることが要件とされることから、結果回避可能性が消滅した時点あるいは狭義の作為義務が解消された時点が不作為行為の終了時となると考えられる。つまり、本件に即していえば、埋葬できる可能性がなくなった時点、もしくは、埋葬義務がなくなった、あるいは、埋葬義務を果たした時点で、遺棄行為の終了時点は、求められることになろう（名誉毀損罪の終了時期に関するものとして、大阪高判平成16年4月22日判タ1169号316頁）。

このように考えると、本件は、平成21年5月、逮捕される時点まで埋葬義務は存在しており、不作為による遺棄行為はそこまで継続していたとみることもできよう。

5 最後に

死体遺棄罪の保護法益である「死体に対する一般的な宗教感情」は不明確な部分が多い。研究会では、同罪は、殺人罪等の事件の端緒ともなる、捜査実務上、非常に重要な犯罪類型となっている現状に鑑みて、証拠隠滅罪等と同様に、刑事作用に関する罪に位置づける意見も出たが、自己負罪拒否特権や責任非難の観点から、実体法上は少なくとも今もなお宗教感情に対する罪と位置づけることが妥当であろう。そして、この宗教感情を死者の埋葬との関係で理解するのであれば、遺棄行為を点で捉えるのではなく、継続的な線で捉える解釈も十分合理性を有する。作為による遺棄も、その後の埋葬させない状態を不作為で維持していると理解すれば、犯罪が継続しているととらえることも可能であろう。

殺人罪等の生命に対する罪の捜査は、死体から始まることが多い。その意味では、死体遺棄罪は、既述の通り、捜査の入り口としても非常に重要な犯罪類型である。ただ、死体は、白骨化していれば、死亡、遺棄された時期を

丸橋昌太郎

特定することは困難といわれる。手続的にも、遺棄行為の終了時点については、改めて検討する必要があるだろう。